平成２５年（フ）第５７５号
埼玉県和光市中央２丁目７番26号　牧嶋コーポＡ202、旧住所埼玉県和光市南１丁目29番７―413号
破産者　山田　　裕
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１００９号
埼玉県川口市東本郷１丁目３番３号
破産者　倉持　　護
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１０号
埼玉県川口市東本郷１丁目３番３号
破産者　倉持久美子
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１１号
埼玉県川口市大字新堀376番地
破産者　冨高　　定
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４７号
埼玉県新座市新座３丁目５番８―102号、破産申立時の住所埼玉県新座市新座３丁目５番４―308号、旧住所埼玉県新座市大和田１丁目８番37号
破産者　小山　眞史
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２１号
さいたま市浦和区大東２丁目21番12号、旧住所さいたま市浦和区大東３丁目20番７号
破産者　浅川　文子
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
鹿児島県鹿屋市寿６丁目５番１号、前住所鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目18番64号
破産者　河野　祐一
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１６０５号
札幌市東区北43条東３丁目１番５号　コンフォートN43A103号
破産者　結城志津代（旧姓野本）
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５９９号
横浜市中区千代崎町２丁目52番地　コーポ千代崎202号室
破産者　山本　京子
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６００号
横浜市中区千代崎町２丁目52番地　コーポ千代崎202号室
破産者　山本　一哉
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２０４号
神奈川県高座郡寒川町中瀬30番15号　中瀬テラスＡ
破産者　久留島英一（旧姓潮江）
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６７号
川崎市川崎区中島２丁目３番７―502号　センチュリー川崎中島
破産者　高橋　　勝
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３６８号
川崎市川崎区中島２丁目３番７―502号　センチュリー川崎中島
破産者　高橋　健子
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
富山県砺波市鷹栖596番地３　市営住宅東鷹栖団地４号棟423号室
破産者　岸川　正樹
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１１８号
富山県高岡市向野町４丁目34番地　信開ラザール向野103号、開始決定時の住所富山県高岡市吉久２丁目６番58号
破産者　湊　富代子
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１５７０号
名古屋市守山区松坂町88番地の３
破産者　戸田　史子（旧姓福留）
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７９６号
愛知県清須市新清洲２丁目９番地13　千成ソミュール清洲401
破産者　細野電機商会こと　細野　吉弘
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１０７号
愛知県海部郡蟹江町学戸６丁目130番地　学戸スカイマンション601号
破産者　石原　聖司
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７３７号
大阪府摂津市鳥飼西１丁目12―２、開始決定時の住所大阪府摂津市東正雀11番24号
破産者　平田　敏弘
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部